

第1回有識者会議におけるご意見と 対応

令和6年9月3日

国土交通省 都市局

第1回有識者会議におけるご意見と対応

「一 緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標」について

項目	有識者会議での主なご意見	対応(案)
前書き		
-	都市と聞くと大都市圏をイメージされやすいが、基本方針の対象は都市の規模に関わらないと思うので、対象を明確に定義することにより、自分事として捉えてもらえるようになるのではないかと。地方部の人々が他人事にならないようにしてほしい。	本基本方針では、「主に都市計画区域を対象としており、中心市街地のみならず郊外部も含めていること」を明確化。
1 緑地の保全及び緑化の推進の意義		
-	昨年公表された「グリーンインフラ推進戦略2023」において都市緑地法改正がどのように位置づけられるかが記載されていると基本方針の意義が伝わりやすいのではないかと。	緑地の保全及び緑化の推進の意義に、「グリーンインフラ推進戦略2023」を引用して記載を追加。
(生物多様性の確保)	緑地の保全・活用を進めるにあたり、公園緑地をもっと有効に活用できるとよい。国民にとって身近な公共施設であり、学校・団体も活用している。公園緑地に環境教育拠点としての機能や中間支援の機能を位置付けることで、国民一人一人が緑地保全・緑化推進に関わる機会が増加し、加速度的に効果があらわれる。	「都市の緑地が生態系を学び、保全等に関わることのできる身近な場所」であることについて記載を追加。
(歴史や文化の形成、美しい景観の創出、潤いと安らぎのある生活への寄与)	景観だけでなく、歴史や文化的な背景をもつ緑もある。例えば、名勝地などに指定されている場所に限らず、社寺林や神木などといった形で都市の中にもたくさんあるので、そういった緑地がこの大きな枠組みから漏れないような形でしっかりと位置付けていただきたい。 都市の公園や緑地は社会教育の場としての役割があると認識している。地域の歴史や文化、生態系などを学び、その学びをまた地域に還元して、地域をよりよくしていく、そのような役割を持つ公共施設である。しかしそのような認識が日本では足りていないと感じる。公園緑地の意義として、そのような内容を位置付けることで、自治体・民間等での公園のマネジメント方針を検討する上でも役立つのではないかと。思う。	歴史や文化的な背景をもつ緑も含まれることがわかるよう「歴史や文化の形成、美しい景観の創出、潤いと安らぎのある生活への寄与」の項目名に修正。 「都市の緑地は、都市の住民が地域固有の自然環境や歴史・文化を学ぶことができる生涯学習の場としての機能も有しており、その学びを地域のまちづくりに還元していくことができる場」であることについて記載を追加。
(都市における生産機能、循環型社会への寄与)	緑地の意義について、緑地の持つ生産機能、資源循環といった観点を持つことも大事。例えば、都市の農地で食料を生産できるということ自体が重要だと思ったり、樹木の剪定枝などが単にごみになるのではなく、資源として循環的に利用されることも大事。	「都市における生産機能、循環型社会への寄与」の項目を追加。

第1回有識者会議におけるご意見と対応

項目	有識者会議での主なご意見	対応(案)
2 緑地の保全及び緑化の推進の目標		
	<p>「緑化」や「自然」、「豊かさ」といった用語について、コンセプトの整理とあわせて、使い方を見直す必要がある。</p>	<p>表現を見直し、「緑の豊かさ」等に記載を修正。</p>
	<p>「市街地の3割の緑地面積を確保」の記載について、我々の生活にどう関わってきて、こんな良いことがあるというような自分ごととして感じられれば、伝わりやすいのではないかと。</p>	<p>「市街地について緑地面積が3割以上となること」を目指す目的に係る記載を追加。</p>
	<p>国の基本方針・都道府県の広域計画・市町村の基本計画の階層性が今回の法改正の大きな目玉だと考えている。それぞれが担う役割を考え、それをうまく連携させていながら、市町村、都道府県、国で一定の目標を達成していこうということを目指しているのではないかとと思うが、その割にはそれぞれのユニットが同じような役割を同じように担いつつ、同じような数字を目標にして、段々とレンガを積み上げていくようにしていくと国全体の目標が達成されるといったように感じ、役割分担があまり見えてこない記載になっている。それぞれ得意な分野をしっかりと担うということが必要であり、役割分担の明確化が必要。</p>	<p>「各主体の役割に応じたそれぞれの取組により、国全体として都市計画区域を有する都市の緑地を郊外部も含め保全・回復させ、そのうち市街地は3割以上を目指すこと」と修正したほか、都道府県、市町村などの役割分担の下で進める旨となるよう記載を修正。</p>
	<p>ネイチャーポジティブ、カーボンニュートラル、Well-beingの指標にどの施策が関連するか全体構造が見えなかった。目標(コンセプト)、それに対応する指標、そのための施策(何をするのか)ということが読み取れるようにしたほうがよいのではないかと。</p>	<p>基本方針で掲げる目標・指標と進める施策との関連性を整理した概要資料を作成。(次頁)</p>
(3)Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市	<p>緑の保全や緑地の増進については官民連携が必須であるため、官民連携に係る記述は重要だと思う。緑地は公有地だけではなく民間(地権者、事業者、NPOなど)での保全や整備も進められており、行政予算だけで進める時代ではなくなっている。多様な主体から資金やボランティアな力を集めることが必要であり、中間支援の役割の必要性にも繋がっていく。</p>	<p>「住民やNPO法人、民間企業等とともに官民連携を進める」など官民連携に係る記載を追加。</p>

基本方針で掲げる目標と施策の関係について

全体目標

- 国全体として都市計画区域を有する都市の緑地を郊外部も含め保全・回復させ、そのうち市街地については緑地面積が3割以上となることを目指す
- 基本方針に基づき都道府県が定める全ての広域計画及び市町村が定める全ての基本計画において、以下の3つの都市の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づける

全体を支える個別目標

(1) 人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市

- ・特別緑地保全地区等の指定面積の増加(2030年度までに1,000ha増加)
- ・民間事業者等による優良な緑地確保の取組の促進(2030年度までに300件認定)
- ・緑地の確保を進めるとともに、これら地域の貴重な緑地を生態系ネットワークとして有機的に結びつける

(2) 環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市

- ・2030年度における都市緑化からの吸収量約120万t-CO₂/年の達成
- ・特別緑地保全地区等の指定面積の増加(2030年度までに1,000ha増加)【再掲】
- ・民間事業者等による優良な緑地確保の取組の促進(2030年度までに300件認定)【再掲】

(3) Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市

- ・水と緑の公的空間確保量を2025年度までに15.2m²/人
- ・地域の実情に応じた緑地の質・量の確保を図り、都市のレジリエンスの向上、コミュニティの醸成等のグリーンインフラとしての多様な機能を発揮

実現のための施策

○ 広域計画、基本計画の策定の推進

- 特別緑地保全地区等の面積拡大・適正な管理の支援
- 公的空間における緑地の確保・緑化の推進
- 簡易かつ都市の実情にあった緑被率の算定方法等の整理、公開
- 良質な緑化への民間投資を促進する環境整備
- 民有地における更なる緑地の創出
- 普及啓発の推進
- 環境教育の推進

第1回有識者会議におけるご意見と対応

「二 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項」について

項目	有識者会議での主なご意見	対応(案)
1 各主体の役割		
-	国、都道府県、市町村については、その役割分担と連携といったあたりがもう少し強調されると良いと考える。	国、都道府県、市町村などの役割に応じて取り組むこと、役割の特徴を強調するよう記載を追加。
(2)地方公共団体	緑地の保全・緑化を公的な機関は民間の動きを引っ張るため、先導的にやるという役割もあるので、それが見えるような記載があると良い。	「行政機関が緑地の保全・緑化を先導する役割も担うこと」について、記載を追加。
	生産緑地について、今後10年間についてもいかに維持していくかが重要なので、「役割」の記載の中でも触れていただけるとよい。	市町村の役割に、活用する制度として「生産緑地制度」の記載を追加。
(3)教育・研究機関	「研究機関の充実」についてしっかりとした書き込みができると、緑地関連の研究分野の後押しになるのではないかな。	「緑地の効果等に係る評価手法の研究」に係る記載を追加。
	「教育・研究機関」の役割については、小中学校や高校、また保育園・幼稚園のような子ども達の教育的な施設を入れるべきではないかな。	教育機関として「幼稚園や小学校、中学校、高等学校等」の役割の記載を追加。
(4)民間企業、事業者等	民間企業や事業者の部分で、緑地に投資する場合、自社の敷地に対して行うことに費用対効果が見えづらければ、費用対効果が見えてくる近隣地域でのオープンスペースの保全整備や、郊外部の里山の保全・管理に投資するといったことがあり得るのではないかな。民間の投資を引き込んでいくためには、その役割として検討すべきことの一つではないかな。	民間企業に期待されることとして、「都市周辺部も含めた緑地の保全・創出への取組の参画」について記載を追加。
	良好な緑を創出管理する造園業者、地域性の苗を供給する体制の確保・育成も重要。	造園関連事業者に期待される役割について「知見を活かす」こと、「知識の更なる向上」について記載を追加。
(6)都市の住民	緑地の質を高めるための保全管理を市民の力で行うことが、コミュニティビルドにもつながる。その意義が上手く伝わるように記載を考えてほしい。	住民が「緑地保全や緑化活動に参加を通じて、住民の相互交流やコミュニティの醸成が進む」ことに関する記載を追加。

項目	有識者会議での主なご意見	対応(案)
(7)NPO法人等	都市の住民とNPO法人等と一緒にいるが役割が異なるため分けて記載すべき。	各主体の役割について、「都市の住民」と「NPO法人等」の項目を分けて記載を追加。
	NPO法人等と言っても様々であるが、今の書きぶりでは、日本の自然環境保全をけん引してきた法人の存在が見えてこない。長年にわたり緑の価値、自然環境の価値を普及啓発し、ボランティアなど環境活動を行う人材の育成、民間の資金やファンドを集めてくるといった役割を果たしてきたNGO的な法人についても記載すべきである。これらの法人は官民連携のハブとしても重要な位置づけにある。	NPO法人等の役割として、「緑地の価値や意義に係る普及啓発活動や人材の育成」のほか、「プラットフォームとして行政と住民、民間企業等をコーディネートする取組」などについて記載を追加。
2 緑地の質の向上のための予算、体制等の充実の必要性		
-	支援の対象として、樹林地や樹木の管理に重点が置かれているように思うが、例えば都市の中にある湧水など生物多様性のホットスポットとしても重要なところに対して、公的な支援が不足しているように感じる。	樹林管理にのみ重点が置かれているとの誤解を招かないよう、項目名や記載を修正。
	公的な緑地において草刈りなどの手入れが行き届いておらず、Well-beingが実感できるものになっていないところがある。Well-beingの実感を評価するにはそういった視点も必要。	「管理が不十分な緑地では利活用が困難となり、景観上支障が生ずるなどWell-beingが実感できなくなっていること」について記載を追加。
	緑地の質の向上については喫緊の課題。質を高めるためには、多様な主体の関わりが必須であり、中間的なプラットフォームによって官民・民民の連携を進めることが有効である。	質を重視した緑地の管理を行うにあたっては、「緑地の保全・活用に関するノウハウや情報を有するNPO法人等の中間支援組織と連携」することについて記載を追加。
	民間企業に求めることとして、緑地管理のためのキャッシュフローをいかに確保するだけでなく、維持管理する組織体制も確保する必要があるということもぜひ入れてほしい。	緑地管理のための「体制」の確保について記載を追加。
	機能維持増進事業は10年から20年に一度の大きかりなものを支援すると認識しているが、それでは日々の維持管理をどうするのかというのが気になる。より質を重視した管理を行うための予算、体制等の充実に向けた視点も必要。	「質の高い緑地管理を行うための予算面、技術面、人員面等の支援」を記載。

第1回有識者会議におけるご意見と対応

項目	有識者会議での主なご意見	対応(案)
3 緑地の広域的・有機的なネットワーク形成の重要性		
-	<p>緑地の広域的・有機的なネットワークの形成とあり、どうしてもつなぐということが重点的に言われているような感じがするが、どういうものをどうやってつなぐかというのが大事で、場合によってはつなげないことも含めて、緑地をつなげるものの質的な部分がどうあるべきなのか、もう少し考えていくことが必要である。</p> <p>「ネットワーク形成」にも官民連携のハブが必要で、プラットフォームとしての中間支援組織の役割が重要である。ただし中間支援組織には、単にネットワークキングするだけの役割ではなく、社会情勢や課題を見極めて、よりよい方向に進むよう、関係団体をけん引していく役割、能力が必要である。</p>	<p>広域的な緑地のネットワーク形成を図る際には「各緑地の質等を踏まえること」の記載を追加。</p> <p>「緑地の保全・活用等に係る各主体が連携し広域的な緑地のネットワーク形成を図る」ことについて記載を追加。</p>

第1回有識者会議におけるご意見と対応

「三 緑地の保全及び緑化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」について

項目	有識者会議での主なご意見	対応(案)
1 施策の基本的な方向性		
-	農地のことに関して、個々には小さな農家でも、それが集団になるとそれなりの緑のボリュームを確保しているという状況。施策として今後さらに充実させていく必要があるのではないか。	都市農地の保全に向けた取り組みも含め国の取組について「更なる充実に向けて検討を図ることが必要である」ことについて記載を追加。
2 具体的な施策		
(1)行政による 永続性の担保 された公的な 緑地の確保	道路、港湾など個別に取り組むのではなく、それぞれが連携して公的空間を確保し、広域計画などの大きな観点で取り組んでいくことを記載した方がよいのではないか。	連携して目標達成を進めることがわかるよう「国全体としてより一層の保全・回復が図られるよう、各主体がそれらの整備等を引き続き推進する」ことこの記載を追加。
	Well-beingをどう評価するかについては、どこに住んでいるのか、どのような属性かなど色々なことでブレがあると思うので、評価の仕方は詰めておく必要がある。	今後の取り組むべき施策として「Well-beingの評価手法の開発」を追加。
(2)民間による 緑地の保全・ 創出の促進	自治体の体制・予算が限られているところで民間の役割が期待されている。一方で、緑は目先のマネタイズが難しいという認識で、取組がなかなか進んでこなかった。それゆえに色々な場面での支援がいると考えている。インセンティブについて、時間軸・体制を含めて具体的に言及があれば取組の促進につながる。	「今後の施策の充実を図ることで民有地のより一層質の高い緑化を推進する」ことについて記載を追加。
	民有地の緑化を企業などの民間事業者に取り組んでもらうためには、自治体としてやれることは助成金・固定資産税の減免・容積率のアップなどが考えられるが、更なるインセンティブが必要と考えている。国の方でこうしたインセンティブを措置して示してもらうことが大事。民有地の緑化として、大規模なものは国の評価制度があるが、大部分は小規模なものである。こうした小規模なものも大事なので、質の高い緑地を民間事業者にしてもらえるような仕組み作りが必要と考えている。	国の取組について「今後の施策の充実を図ること」について記載を追加。
	経済界全体で見たときに、グローバルな投資家に認知されてマーケットで評価されることが重要。認定制度がマーケットに訴求する制度になるよう国際的な認知度の向上みたいなのも入れたほうがよい。	「国際的・社会的な認知度の向上など、今後の施策の充実を図ること」について記載を追加。

第1回有識者会議におけるご意見と対応

項目	有識者会議での主なご意見	対応(案)
(2)民間による 緑地の保全・創 出の促進	既存の緑地の認定制度があるなかで、国が新たに認定制度を創設する意義を記載した方がよい。	認定制度の意義について記載を充実。
	「優良緑地確保計画認定制度と自然共生サイトの登録制度との連携」が何を意図しているか、もう少し明確化されていた方がよい。	生物多様性増進活動促進法に基づく認定制度との連携内容として「円滑にOECMとして登録されるよう促進する」などの記載を追加。
	各企業はネイチャーポジティブの流れ(TNFD、自然共生サイト、同業他社の動向・グローバル投資家からの評価など)もあり取り組みたいと思っているが、この分野は人、モノ、金を投資してもリターンに乏しいという声がある。実務は重要性をわかっているが経営トップに理解されづらい。税制優遇・予算拡充といった考えられる具体的オプションの明示があると、企業内でも取り組みやすくなる。	「今後の施策の充実を検討することにより、民間による緑地の創出を推進すること」について記載を追加。
	緑地の認定制度は、検討がオンゴーイングで熟度が低いということはあるが、ここの熟度を上げていくことが大事と認識している。スタープレイヤーを伸ばすこともあるが、裾野を広げることも必要。暫定でもいいから、中小プレイヤーが貢献できる仕組み作りなど、何ができるかということを書いてほしい。	暫定空間を含む民有地の緑化を図るために、既存施策の活用に加え、「今後の施策の充実を検討すること」について記載を追加。
(3)普及啓発、 環境教育の推 進	環境教育の基本として、気付く、学ぶ、行動するといった3つの段階がある。この3段階を意識した教育システムをつくる重要性を、普及啓発の項に記載してほしい。戦略的・教育的な教育の仕組みをつくることで、より大きな効果があらわれる。	「普及啓発、環境教育の取組の重要性」について記載を追加し、項目名を修正。
	大径木の全てが老朽化し危険ということではないので、そのことも理解した上で、樹木の管理方針が検討されるように記載については見直してほしい。	誤解が生じないように支障となる「大径木」の内容に係る記載を追加。
	地域固有の自然環境の保全に加えて、地域固有の歴史、文化の保全といった観点もぜひ入れていただきたい。	「地域固有の歴史や文化の形成等に資する緑地」についての記載を追加。
	普及啓発、環境教育の推進の項目で、市民参加を進めるために情報開示の取組を広げることも国の基本方針で位置付けても良いのではないか。	「六 その他の緑地の保全及び緑化の推進に関する重要事項」の「デジタル技術の活用等」の項目において、住民参加の促進のために、把握した情報開示の取組を進めていくことの重要性を記載。